

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 この条例において「市の機関等」とは、市の機関及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

3 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第4条第4項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 市の機関等が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年桑名市条例第2号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合であって、市の機関が定める開示の方法として出力したものの交付が定められているときは、出力したものの交付。以下この項及び第4項において同じ。）により開示を受ける者は、法第89条第2項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。この場合において、複写又は出力する用紙は日本産業規格A列3番若しくはA列4番に限るものとし、用紙の両面に複写又は出力したものについては、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(1) 白黒印刷による写しの交付 1枚につき10円

(2) カラー印刷による写しの交付 1枚につき50円

(3) 電磁的記録を複写したCD-Rによる写しの交付 1枚につき50円

2 前項の規定にかかわらず、写し（電磁的記録の出力を含む。）の作成の際、業者への委託その他特別の処理を必要とする場合は、当該処理に要する費用を負担しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の減免その他手数料の徴収に関する事項については、桑名市手数料条例（平成16年桑名市条例第75号）の例による。

4 写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

(桑名市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第5条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合、桑名市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年桑名市条例第4号）第2条に規定する桑名市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(実施状況の公表)

第6条 市長は、毎年度1回、法の規定に基づく個人情報の開示の実施状況について、公表するものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(桑名市個人情報保護条例の廃止)

第2条 桑名市個人情報保護条例(平成29年桑名市条例第2号)は、廃止する。

(桑名市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の桑名市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条又は第16条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の前日に旧条例第17条、第30条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第7号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されている旧個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用及び提供の停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイル(その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(桑名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第4条 桑名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年桑名市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条中「桑名市個人情報保護条例(平成29年桑名市条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等」に改める。

(桑名市特殊詐欺根絶条例の一部改正)

第5条 桑名市特殊詐欺根絶条例(令和元年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条中「桑名市個人情報保護条例(平成29年桑名市条例第2号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。